

## 議案第66号

### 小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例（平成15年小田原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第14条中「及び次条」を「並びに次条第1項及び第2項」に改める。

第15条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定は、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の避難階以外の階（階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で政令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第15項の国土交通大臣が定める建築物の避難階以外の階に限る。）については、適用しない。

第16条第1項中「第19条」を「第19条第1項」に改め、同条第2項本文中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「前項第1号」を「同項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「、次の表の左欄に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に掲げる幅員」とあるのは、「90センチメートル」とする。

第19条に次の1項を加える。

- 2 階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の長屋に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「3メートル（2以下の住戸の専用の通路については、2メートル）」とあるのは、「90センチメートル」とする。

第59条第1項中「第16条第2項」を「第16条第3項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

建築基準法施行令が一部改正され、一定の小規模な建築物に対する複数の直通階段の設置及び敷地内に設ける通路の幅員に係る基準が緩和されたことに伴い、条例で定めるこれらの基準について所要の措置を講ずるため提案するものであります。